

## 出 店 要 項

\*昨年同様、説明会及びコマ抽選は行いません。

\*今年は昨年と比較して募集店数が減少しているため、申込多数の場合には、地元（鹿屋市内）業者から優先的に出店者を決定させていただきます。

必ず熟読し、漏れの無いように準備して下さい。本要項に違反した場合には、出店を認めない又は取り消す場合があります。それにより損害が生じても主催者側はその賠償の責めを一切負いません。

### 1 出店申込と出店料

- (1) 出店申込は、別紙模擬店出店者申込書に必要事項を記入の上、2月25日(水)《必着》までに郵送して下さい。(FAX不可)  
店舗所在地を偽る目的での名義貸しが指摘されています。そのような疑いがある場合には、必要書類の提出を求め、事実確認の結果、適正でないと判断した場合は出店を認めません。
- (2) 出店募集数は、一般枠：70店舗 市町村枠：5店舗の合計75店舗程度
- (3) 1店舗当たりの売場面積は、一般枠3.55m×3.55mです。
- (4) 出店料については、現在の状況を踏まえ、運営経費の増加等が見込まれることから、改定することとしました。別紙「業種別出店基準表」をご確認ください。
- (5) 出店料は仮決定後、3月25日(水)までに振込んでください。  
口座番号等は仮決定通知書に記載いたします。
- (6) 納期までに未納の場合は、仮決定を無効とします。
- (7) 電気を必要とする出店者は、電気料を出店料と一緒に納付してください。申請、納付がない場合は、電気の使用はできません。
- (8) 会場内での水分供給を確保するために、水およびお茶のペットボトルは食品3品目に含めず販売できます。ただし、主催者においても販売し、その販売価格は200円を予定しています。
- (9) 自衛隊敷地内（国有地）を使用することから、委任状、役員名簿の提出が必要となります。役員名簿には、当日ご来場される可能性のある方のお名前をすべてご記入ください。

### 2 出店者の仮決定

- (1) 出店者仮決定通知は、3月5日(木)以降文書で通知します。

### 3 出店と店舗割当（コマ割り）

- (1) 出店の決定は、地元（鹿屋市内）業者を優先し、申し込み多数の場合は本要項第3条(3)の内容にて決定します。
- (2) 出店の権利は、他人に譲渡、又は転貸することはできません。
- (3) コマ割りは、1業者につき「1コマ」の割当とし、地元（鹿屋市内）業者を優先のうえ

主催者において決定します。

屋号や代表者名が異なっていても、実質的に同一の事業者であると主催者が判断した場合は、1業者として取り扱います。

なお、その際の判断根拠および判断基準については公表しません。

- (4) 出店者同士の話し合いによる割当て場所の変更は認めません。
- (5) 出店テントについては、主催者の準備したものに限ります。
- (6) 発電機の持込みはできません。電気を他と共有して使用することもできませんので、必要な方は申し込んでください。
- (7) コマ番はテント内の後方上部に掲示します。確認しお間違えのないようにお願いします。

#### 4 出店仮決定の取り消し

- (1) 公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、附属設備、器具、その他工作物を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 出店者が許可条件に違反したとき。
- (4) 出店仮決定取り消しで、出店者に損害が生じても、主催者側はその賠償の責めを一切負いません。

#### 5 出店料の返納

既納の出店料は返還しません。ただし下記の場合は返納請求ができます。

- (1) 公益上または管理上の必要により使用開始前に許可を取り消したとき。但し、上記「出店仮決定の取り消し」の項目に、該当する場合を除きます。
- (2) 出店者が4月6日(月)までに許可の取消を申し出て、主催者が相当の理由があると認めたとき。

#### 6 許可条件

##### 営業関係

- (1) 出店採用者に対しては、出店許可証を発行します。当日、店舗内の見える場所に掲示してください。
- (2) 販売及びバックヤードは割り当てテント内に限ります。  
店舗外への看板の設置、店舗外での呼び込みは禁止します。また、販売は正面のみの1面販売とします。(角コマでの2面販売は禁止します。)
- (3) 仮決定で許可された品目以外の販売はできません。仮決定後の品目の変更は許可しません。
- (4) 「アルコール類」の販売・試飲は禁止です。また、「ノンアルコール」「ヘリウムガス注入風船」「モデルガン」「ラジコン」「ドローン」「刃物」等の販売・配布も禁止します。
- (5) 物産品等の試飲、試食はできません。
- (6) 出店品については価格表示を義務付けます。また、出店者の事業所名及び所在地の掲示

を必ず行なってください。

(7) 模擬店会場で調理する出店者に限り、保健所への申請書類の提出、申請手数料が必要です。

模擬店で販売できる食品は、既製品（冷凍食品・加工済み食品等）を加熱調理したものに限ります。

テント内において、野菜や肉・魚の切り込み、おにぎりを握る行為など、仕込みや下処理を伴う調理はできません。詳細については、別紙「イベント等で提供できる食品の例」をご確認ください。

(8) 販売時間は、午前9時を目安として午後3時30分までとします。

(9) 販売品、物品等の搬入は、午前5時30分から6時30分までに西門から搬入してください。6時30分以降の車両は入門できません。

当日の設営は混雑が予想されるため、可能な限り前日に設営してください。

前日の4月25日（土）午後1時から午後4時までの間は設営が可能で、搬入は正門より行い、午後4時までに正門から出門を完了してください。

また、準備中にゴミ等が風で散乱しないよう、各自で確実に処理してください。

(10) 4月26日（日）西門から入門後に車両検査を実施します。入門後は自衛隊員の指示に従ってください。

西門は国道269号に隣接しているため、同国道を利用する一般車両の通行の妨げとならないよう、4時～5時30分の間は「鹿屋運動公園」内にて一時待機していただきます。

待機後は、係員の指示に従い、西門へ誘導いたします。

なお、鹿屋運動公園の出入り口は道幅が狭くなっていますので、車両の出入りの際には十分にご注意ください。

(11) 模擬店会場近くに「手洗い用の水栓」を準備しますが、基本的に水の必要な方は各自で準備してください。

(12) 誤ってアスファルトを汚損した場合は、直ちに会場責任者まで申告してください。

(13) 飲食販売業者は、店舗ごとに消毒液と手洗い水と受け水用のバケツ及び蓋付ゴミ箱を準備してください。またテント3方に各自でシートを設営してください。（保健所指示）

(14) 出店者は、会場アスファルトの汚損防止のため、必ずシートを敷くなどの対策を講じてください。また、熱湯や氷を処分する場合は、必ず側溝へ流してください。

なお、油類は側溝へ流さないでください。

過度の汚損が確認された場合には、出店者に対し「汚損除去費用」を徴収するとともに次年度以降の出店を受け付けません。

(15) 火気又は電熱器等を使用する業者は、必ず小型（10型）以上の消火器を店舗内に準備してください。（使用期限が有効なものに限る。）

準備できない場合は、その間営業を停止します。停止により損害が生じても、主催者側はその賠償の責めを一切負いません。なお、火気又は電熱器等を使用しない業者も極力同様の消火器を準備して下さい。当日、消火器等の確認見回りを実施します。

(16) 電気ドラムは、巻いたまま使用すると熱がこもり、発熱・発火の危険があるため、必ず

全て伸ばして使用してください。

(17) 火気及び食品を取り扱う出店者は、出店者の責任において、必ず適切な保険（施設賠償責任保険及びPL保険等）に加入するとともに、出店申込時に同保険のコピーを同封してください。

(18) 上記許可条件は必ず確認してください。上記条件に関する当日の苦情は受け付けません。

#### 車両関係

(1) 許可車両以外は通行禁止です。出店者には、通行許可証（隊発行）を交付しますので、搬入車両の運転席側のフロントガラスの見やすい位置に貼付してください。

(2) 通行許可証は各出店者1店舗につき、1枚交付します。ただし、冷凍・冷蔵による温度管理が必要な食品を取り扱う場合は、衛生上によりもう1枚交付します。

(3) 自衛隊の規則で基地内通行車両は対人対物：無制限の任意保険に加入することが義務付けられていますので、搬入車両は必ず任意保険に加入してください。（対人対物：無制限）また、その旨を「模擬店出店者申込書」に記入し、任意保険証のコピーを同封してください。

(4) 搬入車両は午前7時から午後4時までの間、指定駐車場に駐車してください。

(5) 模擬店会場内への車両の乗り入れは、午前7時以降はできません。  
従って不足品が生じた場合等は、人力で搬入してください。

(6) 午後5時までには出門を完了してください。

(7) 基地内では交通規則を遵守してください。歩行者優先、制限速度30km/時です。

(8) 手荷物検査及び車両検査を実施しますのでご協力をお願い致します。

(9) 芝生内への車両の乗り入れは厳禁とします。

(10) 車両については、事前に十分な点検・整備を行い申請すること。通行許可証発行後の車両変更は認められません。

#### 清掃関係

(1) 出店に伴うゴミについては、出店者の責任において持ち帰ってください。

(2) 販売に伴い発生するゴミについては、必ず各店舗で引き取ってください。  
また、その旨を記載した表示を必ず掲示してください。  
(例：「当店販売品のゴミは当店で引き取ります。」)

(3) 販売終了後（午後3時30分）から各自のテント周辺の清掃をしてください。

(4) 販売時間終了前に完売しても時間前の撤去は出来ません。  
車両の駐車場から模擬店会場への乗り入れは清掃終了後の午後4時以降とします。

## 7 その他

(1) 天候不良等で、中止せざるを得ない場合がある事をご承知ください。

(2) 売上額、盗難、事故、お客様とのトラブル（含食中毒）等については当事者間で解決

してください。

- (3) 基地内では、指定された喫煙場所以外は「禁煙」です。出店者の方も、必ず指定の喫煙場所をご利用ください。また、基地内は「禁酒」となっており、喫煙・飲酒に関する違反が確認された場合は、退去していただきます。
- (4) 前日、当日とも、基地内へのペットの持込みはできません。
- (5) 当日この要項及びスタッフの指示に従わない場合は即座に退去していただきます。
- (6) 不明な点は、実行委員会事務局に確認してください。
- (7) この要項に定めのない事項については、模擬店部会長の決するところによります。
- (8) 机、イスの貸出しが必要な方は、必要数を出店申込書に記入してください。料金は当日集金します。
- (9) のぼりは、通行の妨げとならないよう、1コマにつき1本までとし、正面から見て右上に設置してください。
- (10) 本出店要項に違反した場合、来年以降の出店を受け付けません。